

## 災害等対策推進特別委員長報告

令和4年9月15日

災害等対策推進特別委員会の中間報告を申し上げます。

当特別委員会は、市民に甚大な被害をもたらす自然災害や、日常の生活習慣や経済活動にまで多大な影響を及ぼす感染症に対して、防災・減災・克災等の政策の調査・提言を行うため、令和2年12月に設置されたものであります。

当特別委員会においてこれまで取り上げてきた主な議題は、令和元年台風第19号に関わる内容であります。本市は、令和元年10月12日から13日にかけて直撃を受け、本市で初めてとなる大雨特別警報が発表され、記録的な大雨となりました。この豪雨により、夏井川のほか複数河川での決壊や越水による洪水によって尊い命が失われるとともに、広範囲にわたり浸水・土砂災害が発生し、市民に甚大な被害をもたらしました。当局においては、その翌月に当該台風に係る災害対応検証委員会を設置し、当該検証委員会では初動期における災害対応についての検証を行うとともに課題等を明らかにし、翌年8月に市長に対し最終報告書を提出しました。また、その後において、最終報告書を踏まえ災害対応に係る施策に鋭意取り組んでいるところです。

当特別委員会においては、今後における同様の大規模災害に備える観点から、検証委員会よりなされた最終報告書の内容を検証し、その後の取組の進捗や新たな課題、さらには、初動期以外における対応について、当局及び河川管理者である福島県との意見交換や現地確認を行うなど、慎重に調査してまいりました。なお、この間、市内の新型コロナウイルスの感染状況が深刻な様相を呈したことを踏まえ、当特別委員会において、緊急的に当該感染症対策に関わる調査・検討を行い、本年2月に、市長に対し情報提供の在り方等について提言を行いました。その後の経過とともに第6波は終息に向かう動きが見られたものの、より感染力の強い株への置き換わりが進み、再び感染者が増加し、8月12日から福島県医療非常事態宣言及び福島県感染拡大警報強化版、B A. 5対策強化宣言が継続しているなど、現在も第7波の感染拡大に予断を許さない状況が続いていることから、当局においては、引き続き、速やかで市民に分かりやすい適切な情報提供に意を用い、庁内連携を密に図りながら感染対策に当たっていただくよう申し添えいたします。

それでは、以下、当特別委員会におけるこれまでの2年間の調査・活動を踏まえ、委員による提言・要望など、令和元年台風第19号に関わる議題に論点を置き、その主なものについて取りまとめて御報告いたします。

初めに、災害発生時における情報伝達について申し上げます。発災時に必要な情報を的確に提供することは、市民の生命を守るために最も基本的かつ重要であることは言うまでもありません。当局においては、防災行政無線をはじめ

め、消防サイレン、エリアメール、防災メールなど、様々な方法により重層的な情報伝達手段の確保に取り組んでいるところですが、次の点について提言をいたします。

1つとして、防災行政無線個別受信機、いわゆる市防災ラジオの普及についてです。大雨時や台風接近時など、屋外スピーカーからの音声が聞こえにくい状況では、防災ラジオによる情報伝達は高齢者等の情報弱者には特に有効であることから、当局においても、貸与要件を緩和するなど普及に努めていますが、市民への浸透は十分とは言えないため、周知についてより強化が必要と考えます。

2つとして、分かりやすい消防サイレンの検討についてです。本市では、水防法に基づく吹鳴を行っており、サイレンの意味・内容について周知・啓発を行っていますが、未だ理解をしている市民は少ない状況です。よって、具体的な意味・内容より、まずは危険が差し迫っていることを察知してもらうよう、市民にとって分かりやすい吹鳴方法の検討が必要と考えます。

3つとして、聴覚障がい者をはじめ障がいを持つ方に対する情報伝達についてです。障がいの種類によって必要な対応が異なることから、より有用な情報伝達手段については、今後も検証・確認を行うとともに、各種障がい者団体などとも情報を共有するなど、きめ細やかな対応が必要と考えます。

次に、2点目は、避難所関係について申し上げます。避難所については、設置数・設置場所、開設・運営の方法、災害備蓄品、さらには開設避難所の市民への周知など、各段階に応じた課題等があり、当局においては、常時開設避難所の増設、大型トイレカーの整備、災害時緊急一時避難施設に係る協定など、様々な取組を行っているところでありますが、次の点について提言いたします。

1つとして、避難所の偏重的な混雑の解消についてです。大規模な災害発生時や感染症の蔓延時においては、避難者が特定の避難所に集中しないよう、できるだけ分散することは重要な課題であり、行政側で誘導可能な体制を構築することが必要です。本市で導入しているMAP型混雑検知システム、VACANなど、スマートフォン等で混雑状況を確認できるシステムなどの効果的な運用を行うためには、市民に対してより周知を図ることも必要と考えます。

2つとして、災害備蓄品の備蓄についてです。当局では、生理用品についても新たに備蓄品とするなどの対応を取っているところであり、今後も、多様化するニーズを的確に捉え、社会情勢に応じた備蓄を心掛けていただきたいと考えます。

3つとして、女性が相談しやすい避難所運営に心がけることが必要と考えます。特に発災直後の煩雑時においては、相談体制もおろそかになりやすく、女性特有の急激な体調変化や育児面といったデリケートな相談内容に対応できな

い状況が予想されます。今後、当局においては、女性の視点や配属を積極的に盛り込む等の配慮が必要です。

4つとして、避難所となる学校についてです。夜間の照明の確保については、各施設等に備蓄してある資材を活用することを基本としていますが、施設によっては暗くて危険な箇所もあるのが現状です。今後の施設改修の際などには、関係部局間の連携を密にして、照明の整備等を検討することが必要です。また、状況にもよりますが、緊急時においては体育館の使用のみならず、教室などの開放も検討いただくとともに、加えて、県立高等学校に対してはさらなる協力も得られるような体制が望ましいと考えます。

5つとして、避難所におけるトイレについてです。誰もが安心して避難できる環境の確保を図る観点からも、トイレの洋式化をはじめ、男女別のトイレや体育館等における屋内トイレの整備などは重要であり、既存の施設整備計画等との調整を図りながら、早期の整備が必要と考えます。

次に、3点目は、現地対策事務所の設置について申し上げます。令和元年台風第19号に際して、本市で初めて現地対策事務所が設置され、本格的な支援活動の開始には時間を要したものの、災害発生後の応急・復旧期における各種支援策の情報提供が行われる拠点となるとともに、各種申請等の窓口も兼ねるなど、その有効性・必要性が確認されたところであります。特に、被災により移動手段を失った被災者や、家屋等への浸水により情報機器等の使用ができない被災者にとっては必要不可欠であり、また、現地対策事務所を早期に立ち上げることで、現地の状況を的確に捉えることができると同時に、被災者の声を直に聴くことで、必要とされている支援策等もよりの確に把握が可能となります。

これらを踏まえ、災害時においては、被災状況などを総合的に勘案するとともに現地の要望を酌み取りながら、現地対策事務所の設置を検討することが望ましいと考えます。なお、設置に当たっては、被災直後における被災者の不安を少しでも早く解消する意味からも、可能な限り早期の設置が必要であります。また、早期に設置することにより、市職員が直に情報収集・情報提供を行うことも可能となり、行政区長などの情報集中者への負担も軽減されるものと考えます。

次に、4点目は、ボランティア関連について申し上げます。災害時においては、公助による支援は人的に限界があり、特に規模の大きな災害や局所的に深刻な災害の場合などには、市民同士の助け合いやボランティアの皆様の協力は、なくてはならないものとなっています。令和元年台風第19号の際には、市内外から多くの方にボランティア活動に参加していただき、多岐にわたる御支援をいただきました。また、参加後においても、個人の方に対しては、支え合いサポーターの登録案内を行い、支援団体に対しては情報共有会議に出席いただくなど、現在も連携が図られており、さらには、市民の皆様の普段からの

ボランティアに対する意識の醸成を図るための講演会の実施、加えて、学生を対象としたボランティアスクールを実施するなど、様々な取組が鋭意なされているところでありますが、当特別委員会からは、次の点について提言をいたします。

1つとして、高齢者世帯とのボランティアのマッチングの在り方についてです。災害時には避難所で生活している方も多く、当事者が不在となってしまうことで、ボランティアの方が災害ゴミの片づけが行えないなどのジレンマが見受けられました。実際には、民生委員や行政区長に声をかけるなどして、ボランティアセンターに繋ぐなど、手段は限られていました。こうした状況は、高齢者世帯が情報弱者であることが要因の一つと考えられ、今後においては、高齢者のニーズがボランティアの方へ効率的に届くように、周知・広報も含めた仕組みづくりの検討が是非とも必要です。

2つとして、ボランティア意識のさらなる醸成についてです。先述のとおり、令和元年台風第19号の際には、多くのボランティアの方に支援をいただきました。しかし、市民の方の中には、「自分が行っても邪魔になるのでは」また、「自分に何かできることはあるのだろうか」とちゅうちよされた方もいたと聞き及んでおります。ボランティア活動は力仕事ばかりではなく、現場では性別年齢を問わず様々な視点による支援も多く必要となるものです。よって、今後におけるボランティア活動の普及に当たっては、より多くの方が参加しやすい仕掛けや仕組みづくり、また、若年層からのボランティア意識の醸成が必要と考えます。なお、災害時に、市内外からより多くのボランティア支援を受けるためには、被災状況を的確に捉えるとともに、インターネットや各種メディア等を通じ対外的な情報発信を積極的に行い、ボランティア支援の必要性について伝えることも必要と考えます。

次に、5点目は、避難行動要支援者について申し上げます。令和元年台風第19号等の近年の災害では、要介護者や障がいのある方など、いわゆる要支援者の方々が被害に遭われる事例が多く生じました。災害時の要支援者への対応としては、地域の関係者間で情報共有を図るなど、連携して支援が行える体制の構築が必要です。そのような中、令和3年5月、災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、個別避難計画を作成することが努力義務と位置づけされました。当局においては、地域の関係者との情報共有に係る同意の取得率や要支援者ごとの個別避難計画の実行性が低いなどの課題に対し、災害時の危険性が高い要支援者については市が訪問調査等を行うなど、個別避難計画の作成に向けて鋭意取り組んでいるところです。

これらを踏まえ、1つとして、現在進めている避難行動要支援者に係る個別避難計画について、スケジュール感を持って計画的に進めることです。同計画は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援に繋げるために非常に有用なものになる

と考えられるが、計画を作成したら終わりではなく、いかに地域で活用していくのが重要となるため、まずは基本となり得る同計画の作成について遅滞なく進めることが肝要と考えます。

2つとして、避難行動要支援者等における避難訓練の実施についてです。避難行動要支援者の中には、高齢者や障がいを持っている方などもおり、避難訓練に参加することで苦痛を強いてしまう可能性もありますが、中には、いざ災害が起きた時では不安という方もいると思われるため、本人又は家族等が希望する場合などには、訓練に参加できるような仕組みづくりを他市事例等も参考にするなど、調査・検討が必要と考えます。

3つとして、福祉避難所への支援についてです。個別避難計画を作成していく過程で、一般の避難所での対応が困難な方については、福祉避難所に避難することを紐づけていく形になりますが、福祉避難所として指定を受けた施設は、災害時に多くの要支援者を受入れることとなり、必要備品等の負担が増すことが予想されることから、公的施設及び民間施設ともに実態把握を早期に行い、予算措置を行うなどの支援が必要です。

次に、6点目は、自主防災組織について申し上げます。災害時には、隣近所や地元行政区など、地域に密着した住民同士がお互いに助け合うことが大切です。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力しながら、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持って災害を乗り越えることができるよう活動する組織であり、地域防災力の強化に非常に重要な役割を果たすものです。

当局においては、自主防災組織が防災訓練に参加していただくなど、市の防災に関する各種取組に協力していただくことで、組織活動の場を広げる取組を行っております。さらには、本年度から新たな取組として、自主防災組織等の組織強化とさらなる共助の担い手確保を目的とした、登録防災士制度を設けるなど、その活用が期待されております。

しかし、現状として、組織結成率100%を目指して粘り強く働きかけを行っているところではありますが、地域自体の高齢化が進行する中、新たな結成は難しい状況であり、また、活発に活動を行っているところもあれば、そうでないところもあるなど、組織によって温度差が生じているといった課題も見られます。

これらを踏まえ、1つとして、地域資源を取り込むような自主防災組織の運用が必要と考えます。先ほども申し上げましたとおり、高齢化が進む中、自治会などだけでは、今後の広がりにも限界があると思われることから、各種地域団体・学校・地元企業などと連携することで、地域全体の防災力の向上に繋がるとともに、さらには、女性消防団クラブや婦人会などと連携し女性や若者が活躍することで、多様な視点による支援の在り方も加わるといったメリットもあるかと考えます。

2つとして、自主防災組織に対する補助についてであります。現在、本市においては、自主防災組織の結成促進及び機能強化を目的とした資機材の補助制度を設けていますが、自主防災組織は結成することだけが目的ではなく、その後における活動の維持が重要となってきます。特にここ約2年間はコロナ禍の影響により、活動が停滞している組織も見受けられることから、例えば、組織がセミナーを受講し自ら啓発活動を行った際など、活動全般に関する柔軟な補助の検討を望みます。

3つとして、行政による継続した支援が必要と考えます。先述のとおり、組織によっては温度差が生じており、行政側から投げかけても思うように展開ができない組織もあります。その要因は様々であります。当局においては、引き続き、積極かつ丁寧な支援をお願いしたいと思います。なお、理想の一つとして、自主防災組織がそれぞれの地域で自主的・活発的な運用が行われることにより、これまでも災害が生じるたびに課題とされてきた避難所の鍵の管理についても、地域の中で柔軟な取扱いが可能となることに繋がっていくものと考えます。

次に、7点目は、夏井川・好間川の河川改修工事について申し上げます。令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風第19号の影響により、夏井川・好間川流域では、破堤や越水による浸水のため、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。県ではこれに対応するため、災害復旧とあわせて河川改良を行う、災害復旧助成事業として、令和5年度の事業完了を目途に、災害防止に向けた工事を鋭意進めているところです。

当委員会においては、県いわき建設事務所と意見交換を行うとともに現地確認を行うなど、調査をしてまいりました。これらを踏まえ、当特別委員会の意見としては、当該事業に関して大きな遅れは生じていないことから、事業計画に基づき工事を進めていただきたいと思えます。また、現在、県においては、工事の進捗等を記載した回覧を住民へ配付しており、今後とも、地域住民に対する情報提供について、引き続き丁寧な対応をお願いしたいと考えます。

次に、8点目は、庁内の指揮系統について申し上げます。災害対応では指揮系統の在り方が大切であり、いざ災害が生じた際には、指揮命令の中でいかに動くかということが重要になってきます。

当局においては、水防本部と災害対策本部を一元化するとともに、危機管理体制のさらなる充実・強化を図ることを目的に危機管理部を新設し、加えて、災害対策本部としては、ウェブ上で地区本部の参画が可能となるテレビ会議システムの導入、検証委員会の検証結果を踏まえた総合防災訓練の実施、災害対応に係るタイムラインを作成するなど、令和元年台風第19号の教訓を踏まえた見直しや取組が行われているところです。これらを踏まえ、当委員会の意見としては、引き続き、災対統括部の主軸となる危機管理部が中心となって、災対各部及び災害対策各地区本部との連携、さらに現地対策事務所を設置した際

には当該事務所との連携を図るとともに、いざというときに迅速な対応が可能となるよう、各部門が担うべき役割について情報共有を強化していただきたいと思います。

最後になりますが、特に災害時における対応は最終的には人と人の繋がりで、市職員や応援職員におかれては、日常業務とは質的・量的にも全く異なり、心身的にも過度のストレス・負担が生じている中で対応されていることは理解しますが、最もつらい思いをしているのは被災者です。罹災証明の調査を例に取っても、調査で訪問した際に、相手の心境を思いやる一言がどれだけ被災者の心に響くのかは言うまでもありませんので、災害対応に当たっては被災者の心に寄り添った対応に心掛けていただきたいと思います。

以上、各委員からの主な意見を取りまとめて御報告いたしました。

そもそも広域な本市においては、多様な地域性があり、災害対応を一律に扱うことは難しく、また、昨今の感染症対策を踏まえた対応や、さらには、日々進化するデジタル技術の導入・検討も必要とされるなど、様々な課題があると考えられます。加えて、災害を経験したことで得られた教訓や知見を生かし、防災教育への取組にも注力が必要と思われれます。

当局においては、当委員会の提言に御配慮いただくとともに、本市の災害対応施策のさらなる推進に御尽力いただきますよう要望いたしまして、当特別委員会の中間報告を終わります。